

## 委員 長 報 告 書

さる 9 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 14 号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

を審査するため、9 月 15 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

### 記

審査の冒頭、当局より、今回の使用料の改正にかかる考え方について説明があった。平成 23 年 11 月に策定した「使用料・手数料に関する基本方針」に沿って見直しを進め、できるだけ同一用途施設間の整合性を図るようにしている。それぞれの使用料は、維持管理に要する原価に、「基礎的」「選択的」「市場的」「非市場的」の 4 つの視点から分類した、利用者である受益者と市民全体で負担する税との負担割合を示す受益者負担率を乗じて求められる基準額を基に見直した。なお、議案第 14 号の学文路スポーツセンターの体育館とテニスコートについては、受益者負担率をそれぞれ 50%と 70%に、議案 15 号の中央公民館、文化会館および各地区公民館については、いずれも 70%に設定している。また、今回の見直しで基準額が現行使用料に対し 1.2 倍を超えるものについては、急激な利用者負担増を考慮して値上げの上限が 1.2 倍となっている。

議案第 14 号は、社会体育施設のうち学文路スポーツセンターのテニスコートおよび体育館の使用料について、利用する者と利用しない者との均衡を考慮し負担の公平性の確保、また、適正な維持管理を行い施設をできるだけ長く利用するため改正を行うものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 15 号は、文教施設のうち学校施設を除く中央公民館、文化会館、各地区公民館の使用料について改正を行うものである。

委員から、予約のシステムについて、市民からいろいろな声がある中で、ニーズに合った方法、また利用率が上がる方法を検討するなど、改善する考えはあるかとのただしがあり、今回の改正は、使用料の適正化にかかる見直しであるが、一方で利用しやすい方法を常々考えることも必要と考えており、改善できるものは検討をすすめていきたいとの答弁がありました。

このほか、現在、維持管理および運営を指定管理により行っている公共施設について、その多くが公益財団法人文化スポーツ振興公社の特定指定となっていることに関し質疑がありました。

委員より、維持管理経費を下げる話がない中での特定指定ではなく、価格の競争性を持たせるため公募のうえ選定を行う考えはとのただしがあり、年限を決めて指定しており更新の際には交渉を行っている。経費についても積み上げにより積算しており不適正な点があるとは考えていない。しかしながら、近年の電気代、重油代の高騰などもあり、更に効率化を図っていただくことも必要であると考えている。そのためにも公募という選択肢もあるわけであるが、当該法人の設立主旨に則り、文化事業などは赤字でもやっていただいているところもあり、その辺の評価も含め特定指定としているところである。当該法人がこれらの指定を失った場合、組織として存続できるかということもあり、公募選定による指定のメリットと当該法人の存続にかかるメリットを比較しながら今後も検討を続けたいとの答弁がありました。